

○財務省告示第三百八十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年十一月二十五日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年十二月四日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第一百
三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適
用等

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

五

方募

イ 入札競争

ロ 国債市場

別参加者・第II非価格競争入札
発行という。各申込みのうち応募価格の高い
も申込みからそのうち応募額を順次割り
当てる。各市場特別参加者ごとの応募
限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

六

イ 発

入札競争額

ロ

国債市場
特別参加者
・別債
格第I

額うち特別会計に關する法律第
四十六條第一項の規定に基づき
発行した金額は、千七百六十六
億四千九百六十六万九千九百九
十九円七角五分である。
千三百九十億九千九百九十九万
九千九百九十九円七角五分は、特
別会計に關する法律第四十六條第
一項の規定に基づき発行した金額
である。
た条別計に關する法律第四十六條
第一項の規定に基づき発行した金
額九百三十七億七千七百七十七
円

十	十	九	八	ハ				ロ				七	ハ																				
イ	一	振	額	最	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	払	込	金	行	争	非	者	特	国	行	争	入	札	発	
価	発	替	低	額	入	札	発	第	第	参	加	入	札	発	第	第	参	加	入	札	発	行	争	非	者	特	国	行	争	入	札	発	
格	行	単	額	面	札	発	競	II	II	参	加	札	発	競	I	加	参	加	札	発	行	争	非	者	特	国	行	争	入	札	発		
競	行	位	金	金	発	競	II	II	II	参	加	札	発	競	I	加	参	加	札	発	行	争	非	者	特	国	行	争	入	札	発		
争	格																																
額	平	す	の	の	振	五				千					円	九			一							特							
面	成	る	記	記	替	万				六					百				兆							別							
金	二	。	載	載	法	円				百					四				百							会							
額	十		又	又	の					億					二				十							計							
百	一		は	は	規					千					五				億							に							
円	年		記	記	定					二					十				千							関							
に	十		録	録	に					千					五				千							す							
つ	一		は	は	よ					百					十				二							る							
き	十		最	最	る					十					五				億							る							
百	一		低	低	も					十					十				千							る							
円	十		額	額	の					十					五				百							る							
五	五		面	面	と					十					十				万							る							
十	日		金	金	と					十					五				万							る							
銭			簿	簿						十					十				万							る							

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行

銭 額 以
面 上
金 の
額 そ
百 れ
円 ぞ
に れ
つ の
き 応
百 募
円 価
十 格
八

(一) 年

む 十 式 は 二
も 号 に 、 募 ・
の に よ 払 入 一
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 ー
る し 出 額 の セ
。 る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

(二)

に 住 時 額 金 に の 口 る に
は 者 に 一 額 よ に 座 も 係 発
、 又 お た に り つ に の る 行
前 は い だ 百 算 い 記 と 所 時
記 外 て し 分 出 て 載 し 得 に
(一) 国 取 、 の し は 又 て 税 お
の 法 得 当 二 た 、 は 振 が い
算 人 す 該 十 金 前 記 替 源 て
式 だ る 国 を 額 記 録 口 泉 、
に あ 者 債 乗 か (一) さ 座 徴 そ
よ る が を じ ら の れ 簿 収 の
り 場 非 発 た 当 算 る 中 さ 利
算 合 居 行 金 該 式 も の れ 子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times 66}{100 \times 365}$$

十四 初期利子

出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができ。平成二十二年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 21}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成四十一年九月二十日額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

十八 払込期日

平成二十一年十一月二十五日

十九 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

平成二十一年十一月二十五日